確認申請附属書

|  |
| --- |
| 市　町　村　長　様建　築　主　事建 築 確 認 に つ い て（依頼）　別添の建築確認申請をするに当たり、申請者又は建築士が下記の事項について確かめに伺いますので、各担当者において関係法令による規制項目等の有無についてチェック等いただきますよう御配慮ください。記　　　申請場所　西伯郡日吉津村大字　　　　　　　　　　　　　申請者氏名 |
| 関係法令 | 調査内容・意見書 | 月/日 | 担当課 | 職氏名 |
| 道　路　法都市計画法 | １　敷地が接する道路国、県、市、町、村道その他の道路※上記該当に○の上、道路名等を記載　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（幅員：　　　　　　　　　　　ｍ） | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| ２　都市計画施設等の区域（都法５３条） |
| 種　　　類 | 道路 | 内、外、支障有り、なし | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| 公園 | 内、外、支障有り、なし | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| 下水道 | 内、外、支障有り、なし | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| 市 街 地開発事業 | 内、外、支障有り、なし | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| その他 | （　　　　　　　　　　　　　　） | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| ３　事業認可区域（都法６５条） |
| 種　　類 | 道路 | 内、外、支障有り、なし | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| 下水道 | 内、外、支障有り、なし | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| その他 | 内、外、支障有り、なし | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| ４　区画整理事業施行地区（区法７６条）　　　　　　　　　　　　　　内、外、支障有り、なし | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| ５　（　　　　　　　）占用許可　必要　不要 | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| ６　鳥取県屋外広告物条例第３条の許可　　　　　　　　　　　　　　　　　　　必要　不要 | ／ | 総合政策課 | 課長 |
| その他規制区域※区域名等を記載※判断困難な場合等はその旨を明示すること | 伝統的建造物群保存地区 | 内、外　　　　　　　　　　　　　　　　 | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| 海岸法･河川法 | 内、外　　　　　　　　　　　　　　　　 | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 内、外　　　　　　　　　　　　　　　　 | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| 災害危険区域 | 内、外　　　　　　　　　　　　　　　　 | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 内、外　　　　　　　　　　　　　　　　 | ／ | 建設産業課 | 課長 |
| 　備　考　　　(上記のほかに)１．工事完了告示済 （都市計画法第３６条）２．市街化調整区域内 （都市計画法第３４条）３．都市計画施設区域内における建築許可が必要 （都市計画法第５３条の許可）４．下水区処理区域内５．農業集落排水区域内又は漁業集落排水区域内　（○で囲む）６．土地区画整理事業施行区域内における建築許可が必要 （土地区画整理法第７６条の許可）７．特別区域内における行為の許可が必要 （自然公園法第２０条の許可）８．地区計画の区域内（都市計画法第１２条の５）９．景観形成重点区域内（景観法第１６条の届出）１０．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （注意）　　1　二部作成して、一部（附図のあるもの）を市町村のひかえとします。　　　　　　　　申請者へは、メール等による交付も可能です。（メール等で写しを交付する場合は一部のみ作成）2　担当課ごと該当する箇所をそれぞれ□で囲んでください。 |